

能美市都市公園等維持管理補助金交付要綱（内規）

平成 17 年 4 月 1 日

改正 平成 19 年 9 月 5 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 10 月 1 日

改正 令和 2 年 1 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、都市公園等の有効利用と利用者の安全に資するため、都市公園等における維持管理に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 都市公園等 地元町会又は町内会（以下「町会等」という。）が管理し、利用者に供するため常に良好な状態に保たれている公園等のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- ア 開発行為又は土地区画整理事業で整備された公園（都市公園を含む。）
- イ 開発行為又は土地区画整理事業で整備された調整池
- ウ 能美市コミュニティ広場整備補助事業で整備された広場
- エ 都市計画に関わる事業で整備された公園

（2） 施設 都市公園法第 2 条第 2 項の規定に準ずる施設

（補助金）

第 3 条 市長は、前条の都市公園等の維持管理で町会等が負担する経費のうち、次に掲げる補助の対象と認めた場合は、その町会等に対し毎年度予算の範囲内で維持管理補助金を交付することができる。

（補助の対象）

第 4 条 補助の対象となる経費は、次に掲げるところによる。

（1） 施設の新設、更新、修繕又は撤去に要する経費

都市公園等に新たに施設を設置する場合、あるいは破損した施設を更新する場合、修繕する場合又は撤去する場合に要する経費

(2) 都市公園等の維持管理に要する経費

光熱水費及び樹木の剪定や雪吊り、遊具の安全点検等の専門業者に委託した場合に要する経費。ただし、芝の通年維持管理作業(補植及び補修を除く。)については市で行うこととし、別に定める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 維持管理補助金の額は次のとおりとする。

(1) 施設の新設、更新、修繕又は撤去の場合は、次のとおりとする。

ア 事業に要した経費の60%に相当する額以内の額。ただし、50万円を限度とし、千円未満は切り捨てるものとする。

イ 事業が国庫補助金の対象となる場合は、別に定める。

(2) 都市公園等の維持管理経費の場合

町会等の負担した経費の60%に相当する額以内の額を年1回補助する。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条

この要綱で定めるもののほか、能美市補助金交付規則に準拠するものとし、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱（内規）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（内規）は、平成19年9月5日から施行し、改正後の能美市都市公園等維持管理助成金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱（内規）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（内規）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（内規）は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱（内規）は、令和2年1月1日から施行する。